

公にされているものであるから、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。

他に、不開示部分①及び不開示部分②に記録されている情報につき、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ 以上によれば、不開示部分①及び不開示部分②に記録されている上記情報については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（なお、不開示部分②に記録されている情報については、仮に当該情報が一般的又は典型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号3-10の文書の不開示部分①及び不開示部分②に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号 3-1.0 の文書の不開示部分①及び不開示部分②に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号3-11

第1 前提事実(各論)

通し番号3-11の文書(文書651)は、外務省北東アジア課が作成した日韓予備交渉会合記録(第11回会合から第20回会合までの分)であり、昭和37年10月から同年12月までの間に外務省で開催された第11回から第20回までの日韓予備交渉の具体的状況が詳細に記録されている。

このうち不開示部分は、86ページ(-86-)の約3行分であり、「日韓予備交渉第20回会合記録」に添付された大野副総裁同行の「伊関大使が持参」と手書きされた文書中にあり、伊関大使が非公式に韓国側に提示した日本側の竹島問題の解決案であって、国際司法裁判所に付託するに当たっての具体的対策が記録されている。

(乙A50)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号3-11の文書の不開示部分に記録されている情報は、竹島問題に関する日本側の具体的な対策が記録されているところ、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があるから、これを公にすることにより、日本政府の関心事項や韓国側の主張に対する日本政府の具体的対応方針が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

(2) 原告らの主張に対する反論

被告は、原告ら主張の態様による主張立証を行う義務を負っておらず、仮

に、不開示部分についてこれ以上の説明を加えようとすれば、当該部分を開示するのと同様の効果を生ぜしめることにもつながりかねない。

そして、韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続しており、日韓両国が高い関心と緊張感をもってこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、当該問題の解決案等に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって、上記の不開示情報は、公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる（法5条3号）。我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては、現時点では、かかる事態を回避することが必要であり、そのため、当該部分を開示とすることが適当と判断したものである。

2 原告らの主張の要旨

(1) 不開示部分は、その記載からして通し番号3-1の文書の不開示部分②と同じ内容であり、竹島問題について、「（約3行不開示）問題が解決しない場合には、」国際司法裁判所に付託するとの記載からすれば、「金部長の提案するアメリカを念頭とした第三国による調停によっても問題が解決しない場合には」という内容であると思われる。

(2) 「交渉上の立場を不利にするおそれ」につき、被告は、現在の竹島問題における交渉において何が問題の焦点になっているかを具体的に特定した上、当該不開示部分が、具体的な問題の焦点に関連する不開示情報であり、今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していることを具体的に主張立証していない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由3に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無について

ア 証拠(乙A50)によれば、通し番号3-11の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

(ア) 上記不開示部分は、「日韓予備交渉第20回会合記録」に添付された大野副総裁同行の「伊関大使が持参」と手書きされた文書中にあり、当該文書の冒頭には、「日韓会談も次第に大詰に近づき、特に請求権問題についてほぼ解決の目途がつくに至ったこの機会に、会談における重要な諸問題に関する日本側の基本的な考え方をここに明らかにしたい。この案は、韓国側の従来よりの主張も十分おり込み、また日本側として譲歩すべきものは十分譲歩し尽くしているので、日本側としては、これを基礎として当該諸問題を一括して解決したいと考えており、韓国側の同意を得たい。」と記録されている。

(イ) 上記不開示部分は、上記(ア)の文書のうち、「Ⅲ 竹島問題」の項にあり、その余の項(「Ⅰ 請求権問題」、「Ⅱ 漁業権問題」)には、これまでの交渉経緯、日韓両国の提案又は主張に係る具体的内容、日本側の具体的な対処方針及び今後の見通し等が記録されており、不開示部分の前後は下記のとおりである。

記

Ⅲ 竹島問題

第2回大平：金会談において金部長が提案された第三国の調停に任ずという考えは、本件の円満解決に対する韓国側の歩み寄りの努力の現れとして、日本側としても多とするところであるが、他方、調停に任ずというだけでは、調停はいつまでも成り立たず現状が継続するおそれがあるとの日本国民の不安を解消することができない■■■不開示部分■■■問題が解決しない場合には(2)本問題を国際司法裁判所

に付託することとするのが最も適切と考える。

イ 前提事実及び上記アの認定事実を照らすと、通し番号3-11の文書の不開示部分に記載されている情報は、昭和37年12月に大野副総裁が訪韓した際、伊関大使が非公式に韓国側に提示した日本側の竹島問題の解決案であって、国際司法裁判所に付託するに当たっての具体的な対策であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号3-11の文書の不開示部分に記載されている上記情報は、昭和37年当時、日韓両政府の関係者による会合の際、日本政府から韓国側に提示された竹島問題に関する文書の内容そのものであるから、韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、通し番号3-11の文書の不開示部分に記載されている上記情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号3-11の文書の不開示部分に記載されている情

報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号3-11の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号3-12

第1 前提事実(各論)

- 1 通し番号3-12の文書(文書652)は、外務省北東アジア課が作成した日韓予備交渉会合記録(第21回会合から第25回会合までの分)であり、昭和37年12月から昭和38年2月までの間に外務省で開催された第21回から第25回までの日韓予備交渉の具体的状況が詳細に記録されている。
- 2 通し番号3-12のうち不開示理由3に係る不開示部分は、次の部分であり、次のとおり、竹島問題に関する日本側の具体的な解決案(国際司法裁判所への付託に替わる妥協案を含む。)やそれらに関する後宮外務省アジア局長の見解等が記録されている。

① 7ページ(-7-)の約6行分(以下「不開示部分①」という。)

「日韓予備交渉第21回会合記録」と題する文書中にあり、竹島問題に関する我が国の対応についての具体的見解が記録されている。

② 23ページ(-23-)の約3行分(以下「不開示部分②」という。)

「日韓予備交渉第21回会合記録」の別添「12月26日の日韓予備交渉第21回会合における日本側の発言要旨」と題する文書中にあり、竹島問題に関する我が国の提案に係る具体的内容が記録されている。

③ 28ページ(-28-)の下から約3行分、29ページ(-29-)の上から2~3行目の約1行分及び約8行分(以下「不開示部分③」という。)

「日韓予備交渉第22回会合記録」と題する文書中にあり、竹島問題に関する我が国の対応についての具体的見解が記録されている。

(乙A51)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号 3-12 の文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも、竹島問題に関する日本側の具体的な対策や日韓間で立場の異なる竹島問題等に関する交渉の様子が記録されており、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があるから、これを公にすることにより、日本政府の関心事項や韓国側の主張に対する日本政府の具体的対応方針が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法 5 条 3 号）。

(2) 原告らの主張に対する反論

被告は、原告ら主張の態様による主張立証を行う義務を負っておらず、仮に、不開示部分についてこれ以上の説明を加えようとすれば、当該部分を開示するのと同様の効果を生ぜしめることにもつながりかねない。

そして、韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続しており、日韓両国が高い関心と緊張感をもってこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、当該問題の解決案等に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって、上記の不開示情報は、公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる（情報公開法 5 条 3 号）。

2 原告らの主張の要旨

- (1) 通し番号 3-12 の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりと思われる。

ア 不開示部分①

全体の記載をみると、不開示部分①は日本側の妥協案（第三国の仲裁と国際司法裁判所への提訴をセットにした折衷案）で解決してほしいとの提案に続くものであるから、日本政府が竹島問題を日韓会談（国交正常化）の中で解決したいと望んでいる旨の内容である。

イ 不開示部分②

「国交正常化後（不開示・約3行）本問題を国際司法裁判所に付託する」とあることから、竹島問題が国交正常化後に持ち越されたとすれば、仲裁・調停を経るかあるいは経ずとも、最終的には、国際司法裁判所に付託するという内容である。

ウ 不開示部分③

不開示部分が細かく3箇所に分かれており、大野副総裁が竹島共有論を述べたことに対して、日本の後宮局長がした何らかの竹島問題に関する日本政府の見解である。

- (2) 「交渉上の立場を不利にするおそれ」につき、被告は、現在の竹島問題における交渉において何が問題の焦点になっているかを具体的に特定した上、当該不開示部分が、具体的な問題の焦点に関連する不開示情報であり、今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していることを具体的に主張立証していない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由3に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無について

ア 証拠（乙A51）によれば、通し番号3-12の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

(ア) 不開示部分①

不開示部分①は、「日韓予備交渉第21回会合記録」の「4. 議事次

第」の「(3) 次いで、後宮局長より、上記以外の諸問題に関する日本側の考え方をまとめた書き物（別添3）の要点を読み上げつつ、主な点につき次のような敷衍説明を行った。」との部分中の「(ニ)竹島問題」の項にあり、その余の項（「(イ) 請求権解決の名目及び形式」，「(ロ) 船舶問題」，「(ハ) 漁業問題」）には、各論点について具体的な説明が記録されているところ、不開示部分①の前後の記載は下記のとおりである。

記

請求権がほぼ解決したこの新しい情勢下において、是非日本側妥協案のラインで本件を解決するよう再考慮してほしい。日本側としては、本件が最終的にはICJ提訴で解決するという目途が立っていないならば、協定全体につき国会の承認を得ることが困難な次第である。■■■不開示部分■■■なお、韓国側は本件は会談の議題外だといわれるが、そのような理屈からいえば、会談とは全く関係のない焦付債権を請求権に含めて解決することもおかしいことである。

(イ) 不開示部分②

不開示部分②は、「日韓予備交渉第21回会合記録」の別添3「12月26日の日韓予備交渉第21回会合における日本側の発言要旨」と題する文書の「3. 竹島問題」の項にあり、その余の項（「1. 請求権問題」，「2. 漁業問題」，「4. 法的地位問題」）には、日本側の提案の内容及びその趣旨の具体的内容、韓国側の見解に対する日本の見解の具体的内容等が記録されているところ、不開示部分②の前後の記載は下記のとおりである。

記

日本側としては、さきに提案したとおり、

(1) 国交正常化後■■■不開示部分■■■本問題を国際司法裁判所に

して解決方法を決めることにしようというのが韓国側の立場であり、金前部長も竹島問題のため会談妥結が遅れるのは日韓双方に取り望ましいことではなく、この問題は会談妥結後友好的な立場で解決をはかるべきだとの意見であると述べた。

イ 前提事実及び上記アの認定事実を照らすと、通し番号3-12の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①に記載されている情報は、日韓予備交渉第21回会合において、日本側が述べた竹島問題に関する我が国の対応についての具体的見解である。

(イ) 不開示部分②に記載されている情報は、日韓予備交渉第21回会合において、日本側が述べた竹島問題に関する我が国の提案として国際司法裁判所に付託する条件等に係る具体的内容である

(ウ) 不開示部分③に記載されている情報は、日韓予備交渉第22回会合において、日本側が述べた竹島問題に関する我が国の対応についての具体的見解である。

ウ そうであるとすれば、通し番号3-12の文書の各不開示部分に記載されている上記情報は、いずれも日韓予備交渉第21回会合又は第22回会合において、日本側が発言した竹島問題に関する我が国の対応又は我が国の提案の具体的内容であり、本件全証拠によっても、日韓予備交渉第21回会合又は第22回会合が秘密裡に行われたものであり、かつ、当該会合時の発言等の内容を一般に公開しないことを約束していたと認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと、韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、竹島の領有権問題に関する我が国

の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。

エ したがって、通し番号3-12の文書の不開示部分に記録されている上記情報は、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

○

(2) 小括

以上によれば、通し番号3-12の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号3-12の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号3-13

第1 前提事実(各論)

1 通し番号3-13の文書(文書690)は、次の内部文書及び多数の電信文書等によって構成されている。

(1) 昭和28年2月21日付けで外務省アジア局第二課(当時)が作成した「倭島局長・ヤング課長会談要旨」と題する内部文書(総数16ページ)

(2) 昭和28年9月9日付けで外務省アジア局第二課(当時)が作成した「李ラインに関する岡崎大臣アリソン大使会談要旨」と題する内部文書(総数7ページ)

(3) 昭和28年9月29日付けで外務省が作成した「日韓会談1件」と題する内部文書(総数3ページ)

(4) 昭和28年10月5日付けで外務省アジア局第二課(当時)が作成した「李ライン強行に関する対米折衝」と題する内部文書(総数54ページ)

(5) 昭和28年11月27日付けで外務省アジア局第二課(当時)が作成した「●●来訪の件」と題する内部文書(総数15ページ)

(6) 昭和28年11月27日付けで外務省アジア局第二課(当時)が作成した「漁業具体案提示の件」と題する内部文書(総数4ページ)

(7) 昭和28年12月14日付けで外務省アジア局第二課(当時)が作成した「●●等と会談の件」と題する内部文書(総数10ページ)

(8) 昭和28年8月10日付けで新木駐米大使(当時)が岡崎外務大臣(当時)宛てに発信した「防衛水域撤廃に関する件」と題する電信文書

2 通し番号3-13の文書のうち不開示理由3に係る不開示部分は、116ページ(-116-)の約3行分であり、上記1(8)の文書中にあり、国務省係官と在米大使館員との間で非公式に開かれた会合において同係官が述べた竹島問題に関する米国政府の対処方針が記録されている。

(以上につき、乙A52)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号3-13の文書の不開示部分に記載されている情報は、竹島問題に関する米国政府の率直な対応方針であり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があるから、昭和28年当時の米国政府の竹島問題に対する対応であっても、これを公にすることにより、米国等との信頼関係を損なわれるおそれがあり、また、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

(2) 原告らの主張に対する反論

ア 竹島問題を含む領土問題においては、問題の性質上、紛争当事国以外の第三国の見解が「客観的意見」として交渉上援用され得るところ、第三国政府から日本政府に対してのみ示された竹島問題に関する見解は、交渉における日本政府の方針や戦略に大きく関わるものであって、公にされることで、交渉上の日本の立場を不利にするものだといえる。

たとえ米国の方針が肯定的なものであったとしても、かかる情報は最も効果的なタイミングで最も効果的な方法により利用していくことが適当であり、現時点では、情報公開請求に応じて開示する性質のものはない。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては、かかる考慮の下、当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。すなわち、外務大臣は、当該部分を公にすることにより、韓国との信頼関係を損ない、又は交渉上不利益を被るおそれがあるものと認め、当該部分を不開

示とすることを決定したものである。

イ 竹島問題が今日もなお継続しており、日韓両国が高い関心と緊張感をもって同問題を注視している状況下、時間の経過によっておそれの現在性が消滅又は減少しているとは言い難く、また、他国政府の立場又は考え方についての情報であっても、我が国が他国との信頼関係を損ない、又は交渉上不利益を被り得るものについては、少なくとも日本政府が保有する行政文書からは公にしないことが適当である。このことは、情報公開法5条3号の不開示情報が他国政府の考えを不開示とすることを排除していないことから明らかである。

2 原告らの主張の要旨

(1) 通し番号3-13の文書の不開示部分の内容は、正確には分からないが、竹島問題に関する米国政府の率直な対応方針として、竹島問題に関する米国政府の見解が記録されているものと思われる。不開示部分の直前には「国務省内部の見解としては竹島は日本領であると考えており、韓国自身その主張が無理であることを知っている」とあり、「(不開示部分・3行)という態度であると述べ」の後には、「対日講和条約に関連せる解釈の問題として見解を求める場合」は米国政府も回答せざるを得ないと記録されていることからすれば、米国政府の公式見解が「竹島問題は韓日両国の問題であり米国政府は日韓いずれかの立場をとらない」と知られているところからすれば、当時の「米国政府の見解として、竹島は日本領であるとは公式に回答出来ない」旨の内容であったと思われる。

(2) 通し番号3-13の文書の不開示部分は、昭和28年当時の竹島問題に関する米国政府の率直な対応方針を内容とするものにすぎず、これが開示されたからといって、日韓間における竹島問題の今後の交渉に何らかの影響を与えるとは到底考えられず、この点に関する被告の主張は具体性を欠いており、交渉上の立場を不利にするおそれを到底認めることはできない。

また、韓国政府関係者や第三国関係者の発言、意見、見解などは、①時間の経過によっておそれの現在性が消滅し又は減少すること、②歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること、③外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないことなどから不開示とする理由はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由3に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無について

ア 証拠（乙A52）によれば、次の事実が認められる。

(ア) 前提事実（各論）1(8)の文書は、「往電第869号末尾に関し」とあることから、昭和28年7月31日付けで新木駐米大使（当時）が岡崎外務大臣（当時）宛てに発信した「防衛水域撤廃に関する件」と題する電信文書（第869号）を前提としているところ、当該電信文書には、当館館員の申し入れに対する国務省係官の非公式見解として、「国務省としては、李ラインに関する今後の日韓関係を懸念している次第であり、防衛水域はいわば李ラインをNullityする効果があったと考えているが、防衛水域解除後においては、日韓両国がこの難問題に直面することとなり、日韓間の他の懸案と共に調整は容易に非ず。米国の立場も微妙で目下種々の研究中であると語った」とあるほか、末尾には「なお、竹島の件も先方に対して申し入れたところ、先方研究方を約した」とある。

(イ) 前提事実（各論）1(8)の文書中の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりである。

記

その後国務省の態度を打診し来たったが、国務省係官と館員との非公式会談の際、係官は国務省部内の見解としては竹島は日本領であると考えており、韓国自身その主張が無理であると知っている■■■不

開示部分■■■という態度であると述べ、右に対して、館員より、対日講和条約に関連せる解釈の問題として見解を求める場合、米国政府としては、何れかの回答を為すべき立場にあると思考されるが如何と質問せるに対し、係官はその際回答せざるを得ないであろうと答えた。

イ 前提事実及び上記アの認定事実に照らすと、通し番号3-13の文書の不開示部分(116ページ(-116-)の約3行分)は、米国国務省係官と在米大使館員との間の非公式会談において国務省係官が述べた竹島問題に関する米国政府の対処方針であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号3-13の文書の不開示部分に記録されている上記情報は、昭和28年当時、米国国務省係官と在米大使館員との間の非公式会談において示された米国の竹島問題に関する対処方針であり、証拠(乙A52)によれば、既に在米大使館員が米国国務省係官からの他の事項に関する聴取内容が多数の行政文書の一部開示により公にされており、本件全証拠によっても、少なくとも上記非公式会談での発言等の内容を一般に公開しないことを約束していたと認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、米国との信頼関係が損なわれたり、米国との交渉上不利益を受けたりするおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号3-13の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号3-13の文書の不開示部分に記載されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号3-13の文書の不開示部分に記載されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号3-15

第1 前提事実 (各論)

- 1 通し番号3-15の文書(文書720)は、昭和37年3月14日付けで外務省北東アジア課が作成した「日韓政治折衝第2回会談記録」と題する文書であり、手書き文書(総数25ページ)と活字体文書(上記手書き文書を活字体で作成したもの。総数15ページ)で構成されており、同日に行われた小坂外務大臣と崔外務部長官との会談内容が記録されている。
- 2 通し番号3-15の文書のうち不開示部分は、手書き文書中の16ページから25ページまで(「-16-に「次ページ以下9ページ不開示」と記載された当該ページ部分)と活字文書中の35ページから40ページまで(「-26-に「次ページ以下5ページ不開示」と記載された当該ページ部分)であって、いずれも同一内容であり、竹島問題の解決案など日本と韓国との間における重要な懸案事項について上記会談に出席した日本及び韓国の各代表者である小坂外務大臣と崔外務部長官が非公式に述べた詳細かつ具体的な見解が記録されている。

(乙A54)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号3-15の文書の不開示部分に記録されている情報は、竹島問題等日本と韓国との間における重要な懸案事項について、日本と韓国の各代表者が非公式発言にすると約束の下で交わした具体的な発言内容であり、日韓間で立場の異なる問題等に関し、忌憚のない本音ともいえるべき見解を内容とするものであり、上記重要な懸案事項中、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、

様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があるから、これを公にすることにより、日本政府の関心事項や韓国側の主張に対する日本政府の対応方針を含む政府内部での詳細な検討状況等が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

(2) 原告らの主張に対する反論

ア 通し番号3-15の文書の不開示部分に記録されている情報については、韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、当該問題の解決案等に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できないから、これを公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる（情報公開法5条3号）。通し番号3-15の文書は、その作成後50年近く経過しているが、竹島問題が引き続き未解決であり、両国間最大の懸案の一つである状況下において、上記のような不開示情報該当性は、時間の経過によって何ら減少していない。

また、他国政府の立場又は考え方についての情報であっても、我が国が他国との信頼関係を損ない、又は交渉上不利益を被り得るものについては、少なくとも日本政府が保有する行政文書からは公にしないことが適当である。このことは、情報公開法5条3号の不開示情報が他国政府の考えを不開示とすることを排除していないことから明らかである。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては、現時点では、

かかる事態を回避することが必要であり、そのため、当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。すなわち、外務大臣は、当該部分を公にすることにより、韓国との信頼関係を損ない、又は交渉上不利益を被るおそれがあるものと認め、当該部分を不開示とすることを決定したものである。

イ 被告は、原告が主張しているような態様で主張立証を行う義務を有しておらず、仮に、不開示部分について、これ以上の説明を加えようとするれば、それは、当該部分を開示するのと同様の効果を生ぜしめることにもつながりかねない。

2. 原告らの主張の要旨

(1) 仮に、日本と韓国の各代表者が非公式発言にすると約束の下で交わした具体的な発言内容であったとしても、文書が作成されてから50年近くにもなる現代においてまで非公式とする必要性がないことは言うまでもなく、少なくとも韓国側の発言が公開されることにより、日本側にとって外交交渉上の不利益が生じるとはおよそ考えられない。

韓国政府関係者や第三国関係者の発言、意見、見解などは、①時間の経過によっておそれの現在性が消滅し又は減少すること、②歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること、③外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないこと、などから不開示とする理由はない。

(2) 「交渉上の立場を不利にするおそれ」についても、竹島問題が日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その交渉の継続性が肯定される場合でも、被告は、現在の竹島問題における交渉において何が問題の焦点になっているかを具体的に特定した上で、不開示部分が、具体的な問題の焦点に関連する不開示情報であり、今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していることを具体的に主張立証しなければならない。こ

の点に関する被告の主張は具体性を欠いており、交渉上の立場を不利にするおそれを、到底認めることはできない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由3に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無について

ア 前提事実（各論）のほか、証拠（乙A54）により認定することができる前後の記載内容に照らすと、通し番号3-15の文書の不開示部分に記録されている情報は、竹島問題の解決案等につき、昭和37年3月14日の日韓政治折衝第2回会談において、非公式に述べられた小坂外務大臣及び崔外務部長官の詳細かつ具体的な見解であると推認することができる。

イ そうであるとすれば、通し番号3-15の文書の不開示部分に記録されている上記情報は、竹島問題に関する日韓両政府の非公式見解であり、昭和37年3月に小坂外務大臣と崔外務部長官との会談で交わされたものであるところ、本件全証拠によっても、当該会談が秘密裡に行われたものであり、かつ、当該会談での発言等の内容を一般に公開しないことを約束したと認めるに足りる的確な証拠がないこと（なお、被告は、上記非公式見解が日本と韓国の各代表者が非公式発言にするとの約束の下で交わされたものである旨主張するが、仮にその事実が認められたとしても、このことから直ちに当該発言等の内容を一般に公開しないことまで約束されたと認めることはできない。）に照らすと、韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係が損なわれたり、また、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成

後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ したがって，通し番号3-15の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，被告において，一般的又は典型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば，通し番号3-15の文書の不開示部分に記録されている情報は，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって，本件各処分のうち通し番号3-15の文書の不開示部分に記録されている情報に係るものは，違法であるといわざるを得ない。

第1 前提事実 (各論)

1 通し番号3-16の文書(文書910)は、外務省が作成した「XV 竹島問題」と題する文書であり、竹島問題に関する日本と韓国との間における交渉経緯等が記録されている。

2 通し番号3-16の文書のうち不開示理由3に係る不開示部分は、次の部分であり、いずれも竹島問題の解決策に関し、国際司法裁判所提訴案に韓国政府が反対する理由、国際司法裁判所への付託以外の解決案、竹島問題への米国政府の対応案及び見解等が記録されている。

① 186ページ(-184-) 上から3行目から約8行分について(以下「不開示部分①」という。)

上記不開示部分には、昭和28年(1953年)8月、外務省アジア局第2課(当時)が竹島問題の処理方針について検討した具体的内容として国際司法裁判所に提訴する案以外の処理方針の具体的な内容が記録されている。

② 197ページ(-195-) 下から5行目から198ページまで(-195-に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分)及び199ページ(-196-) 上から5行目までについて(以下「不開示部分②」という。)

上記不開示部分には、外務省アジア局第2課(当時)が、竹島問題の解決策として日本政府が提案した国際司法裁判所提訴案を韓国政府が反対する理由を分析した具体的な内容が詳細に記録されている。

③ 202ページ(-199-) 上から2行目から203ページ(-200-) 下から1行目まで、204ページ(-201-) 上から4行分、205ページ及び206ページ(-201-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載された当該ページ部分)、207ページ(-202-) 上から3行分に

ついて（以下「不開示部分③」という。）

上記不開示部分には、日本と韓国との間で協議されていた竹島問題に対する米国の対応及び見解並びにこれに対する日本側の分析が詳細に記録されている。

- ④ 214ページ（-209-）下から3行分について（以下「不開示部分④」という。）

上記不開示部分には、昭和37年（1962年）12月に日本政府が韓国側に提案した竹島問題についての日韓両国の主張の折衷案の具体的な内容が記録されている。

- ⑤ 219ページ（-214-）上から12行分について（以下「不開示部分⑤」という。）

上記不開示部分には、昭和38年（1963年）6月5日から同月8日まで開催された箱根漁業会談において牛場審議官（当時）が後宮外務省アジア局長（当時）に対し「竹島問題のタブーの一つは竹島の字句を条約面に出すこと、一つは国際司法裁判所である」と述べたことについて、後宮外務省アジア局長が「日韓交渉に関する若干の回想」に記した竹島問題についての私見が記録されている。

- ⑥ 220ページ（-215-）上から1行目から221ページまで（-215-に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）について（以下「不開示部分⑥」という。）

上記不開示部分には、昭和38年（1963年）6月15日に、ブラウズ在韓米国大使（当時）と面会した韓国朴正熙大統領（当時）が竹島問題について述べた見解の具体的な内容及び外務省内部における竹島問題についての率直な意見、内部的な対応状況が具体的に記録されている。

- ⑦ 243ページ（-237-）下から4行分及び244ページ（-237-に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）について（以下「不開

示部分⑦」という。)

上記不開示部分には、外務省藤崎条約局長（当時）が「日韓条約で決着がつけられていない2つの問題点について」に記した竹島問題についての私見が記録されている。

(乙A40)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号3-16の文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも現在の日韓関係における最大の懸案事項の一つである竹島問題に関するものであり、日韓間で立場の異なる竹島問題に関する交渉の様子や政府部内での検討の様子が子細に記されており、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利にならないよう細心の注意を払う必要があるから、これを公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

(2) 原告らの主張に対する反論

ア 通し番号3-16の文書の不開示部分に記録されている情報については、韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、当該問題の解決案等に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できないから、これを公にすることにより、

他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる（情報公開法5条3号）。通し番号3-15の文書は、その作成後50年近く経過しているが、竹島問題が引き続き未解決であり、両国間最大の懸案の一つである状況下において、上記のような不開示情報該当性は、時間の経過によって何ら減少していない。

また、他国政府の立場又は考え方についての情報であっても、我が国が他国との信頼関係を損ない、又は交渉上不利益を被り得るものについては、少なくとも日本政府が保有する行政文書からは公にしないことが適当である。このことは、情報公開法5条3号の不開示情報が他国政府の考えを不開示とすることを排除していないことから明らかである。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては、現時点では、かかる事態を回避することが必要であり、そのため、当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。すなわち、外務大臣は、当該部分を公にすることにより、韓国との信頼関係を損ない、又は交渉上不利益を被るおそれがあるものと認め、当該部分を不開示とすることを決定したものである。

イ 被告は、原告が主張しているような態様で主張立証を行う義務を有しておらず、また、仮に、不開示部分について、これ以上の説明を加えようとするれば、それは、当該部分を開示するのと同等の効果を生ぜしめることにもつながりかねない。

2 原告らの主張の要旨

「交渉上の立場を不利にするおそれ」については、竹島問題が日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その交渉の継続性が肯定される場合でも、被告は、現在の竹島問題における交渉において何が問題の焦点になっているかを具体的に特定した上で、不開示部分が、具体的な問題の焦点に関連する不開示情報であり、今後の交渉に影響を与える今日的意

義を有していることを具体的に主張立証しなければならない。この点に関する被告の主張は具体性を欠いており、交渉上の立場を不利にするおそれを、到底認めることはできない。

また、韓国政府関係者や第三国関係者の発言、意見、見解などは、①時間の経過によっておそれの現在性が消滅し又は減少すること、②歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること、③外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないことなどから不開示とする理由はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由3に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無について

ア 証拠(乙A40)によれば、通し番号3-16の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

(ア) 不開示部分①

不開示部分①は、「7. 国際司法裁判所提訴案の提示」の項にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

1953年8月、アジア局第2課起案の「竹島問題処理方針」には
■■■不開示部分①■■■国際司法裁判所への提訴(デンマーク・ノルウェー間の東グリーンランド島事件)等のケースをあげて検討を試み、「上記の実行に当たっては、韓国の出方及び国際情勢を十分見極めた上、適当な時期を選ぶことが必要」と記しており、また、1954年6月3日の竹島問題についての関係省庁会議で外務省側から「国際司法裁判所提訴も考えられるが、提訴には韓国側の合意を必要とする」と発言していたが、同年9月8日の参議院外務委員会で秋山外務政務次官は「国際司法裁判所提訴は未決定」と答弁していた。

1954年9月24日に至って日本政府は閣議で竹島問題を国際司法裁判所に提訴する方針を決定し、翌25日、奥村外務次官は、金溶植駐日公使を招き、竹島問題を国際司法裁判所に提訴することについて韓国政府の同意を求める口上書を渡し、その中で次のとおり述べた。
(以下略)

(4) 不開示部分②及び不開示部分③

不開示部分②及び不開示部分③は、「7. 国際司法裁判所提訴案の提示」の項にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

韓国政府が国際司法裁判所提訴に賛成しなかった真の理由として、後に1965年5月13日に北東アジア課で作られた調書「竹島問題の国際司法裁判所付託と韓国の立場」で次の5点を憶測していた。

■■■不開示部分②■■■

日本政府が、韓国側に対し、竹島問題の国際司法裁判所提訴の口上書を送った前日、9月24日に、外務省は在米井口大使に対して、公電で竹島問題についての米国政府の見解を求めて「対日平和条約の原案起草者たる米国政府や他の連合国政府も日本をして竹島に対する領土権を放棄させることを考慮したことはなく、かつ、同条約締結交渉のいかなる段階においても右領土権放棄の問題が取り上げられた事実はないと推察されるが如何。対日平和条約第2条(a)における島嶼の列举の趣旨は、沿革的にみて、かつ、朝鮮半島よりの距離よりみて、日本と朝鮮のいずれに属するかに関し疑いを起こさしめる可能性ありと起草者において認めた島嶼のみにつき、その地位を明白にさせたものと解されるが如何」と問い合わせた。これに対する10月2日付け井口大使からの来電には

「1 国務省の法律専門家中の一部には、平和条約において、竹島の

地位について明記していないので、1905年、日韓併合当時の状態により帰属決定を行うべきであるとの意見もあるが、条約起草関係者を含む大部分のものは、平和条約はカイロ宣言の原則に基づき起草され、日本より分離すべき島嶼を明記せるものであり、条約解釈論として同島は日本に帰属すべきものであるとの見解を有している。

■■■不開示部分③■■■

その後韓国側から国際司法裁判所提訴拒否の回答を得たのち、■■■不開示部分③■■■それに関して井口大使宛てに米国側の考えを打診させた。しかし、これについての11月17日付け井口大使からの回電で■■■不開示部分③■■■

1955年1月29日の谷・金溶植会談で、日韓問題延滞の空気を改善する立場から竹島問題が他の懸案解決に類を及ぼさないようにするために竹島問題は日韓会談とは別とすることが合意された。

(ウ) 不開示部分④、不開示部分⑤及び不開示部分⑥

不開示部分④、不開示部分⑤及び不開示部分⑥は、「8. 紛争解決の交換公文案の妥結」、「(1) 解決方式の模索」の項にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

(前略)

これに対し、金部長は、「第三国（米国を念頭においているようであった）の調停に任ずことを希望する。第三国が日韓関係を考慮しつつ調停のタイミング及び内容を弾力的に取りはからうことができよう。」と述べた。

その後、日本側は、12月中旬に、韓国側に提示した書き物の中に両国の主張を折衷した妥協案として、■■■不開示部分④■■■これにより問題が解決しない場合には、②本問題を国際司法裁判所に付託

することとするとの提案を行ったのに対し、12月21日に韓国側は、予備交渉第20回会合で「第三国による居中調停（mediation）以外に適当な方法は考えられない。」という主張をした。

（中略）

その後、日韓会談の諸問題の解決が進展し、1965年3月、日韓外相会談で、漁業、請求権、在日韓国人の法的地位問題の協議が煮詰まりつつあった段階で、3月24日、佐藤総理は李外務部長官との会談で「竹島問題は現在決まらないとしてもいかなる方向に持って行くかさえはつきりすればよいと考える」と述べ、同日椎名外務大臣は李外務部長官に「3条件（注：漁業、法的地位、請求権問題）の案文が固まった頃、政治的見地に立って竹島問題解決の目途をつけ、その上で全てのものを一括調印した。」と述べ、4月3日、合意事項にイニシャル後、佐藤総理は李東元外務部長官に「日韓間の話の残されたのは、竹島問題だけであり、これは、国交正常化前に解決の目途を付けたい。」と語った。その後4月13日、首席代表会談で、金東祚代表は「今後の最大難関は竹島問題である。日本側の国際司法裁判所付託はもちろん、金鍾泌案の居中調停すら韓国では受け入れられない。」と語ったが、6月5日～8日、箱根漁業会談当時に牛場審議官がアジア局長に対し、「竹島問題のタブーは1つは竹島の字句を条約面に出すこと、1つは国際司法裁判所である。」と述べた。これについて後宮アジア局長「日韓交渉に関する若干の回想」に■■■不開示部分⑤■■■と記している。

ところが、6月17、18日頃、延河亀璽州局長は後宮アジア局長を来訪して「竹島についての金大使の意見は、本国の空気の無知に基づく甘いもので『2つのタブー』でも不十分で、もっと渋いものになる」と述べており、また、6月15日ブラウンズ在韓米国大使が朴大

統領と会った際に、朴大統領は■■■不開示部分⑥■■■

(エ) 不開示部分⑦

不開示部分⑦は、「8. 紛争解決の交換公文案の妥結」, 「(6) 牛場審議官・金大使会談」の項にあり, その前後の記載は, 下記のとおりである。

記

後宮アジア局長「日韓交渉に関する若干の回想」には, 次のとおり記されている。

「21日夜, 金大使, 延亜州局長と牛場審議官, アジア局長との間で本件について語り合ったところ, 先方は『仲裁』は絶対に飲めず『調停』が精々であることのほかに, 日韓間に現存する紛争を除いて, 日韓間に『将来発生する』紛争についてのみ紛争解決手続を規定する方式を取ることによって, 竹島問題を除外し得る意味の条文を提案してきた。これはわが方では到底のみ得ないところであり, 少なくとも中立的な表現をとって『日韓間の紛争』とすべきであることを主張したが, 先方は日韓間に『生ずる』紛争という表現を固執し, この争いは結局翌日の椎名・李会談まで持ち上げられた。(なお, この夜, 深更の電話連絡により条約局長は, 最悪の場合はたとえ『仲裁』という字が落ち『調停』だけにとどまっても, なおかつ日韓間に『生じる』紛争という表現を用いることは強く反対である旨の意思表示があった。)」

この点について藤崎条約局長「日韓条約で決着がつけられていない2つの問題点について」には, 次のとおり記している。

「『生ずる』を入れるよりも仲裁から調停までおきる方を選んだ理由としてメモに書いてるところ次のとおり。

■■■不開示部分⑦■■■

21日夜, 韓国側が提示したという条文は残されていない。ただし条

約下に「6月22日牛場・金会談で合意したもの」と記したもので次の交換公文案が残っている。これは合意ではなくて、日本側はこの案を示し、韓国側は、このうち「両国間の紛争」を「両国間に生ずる紛争」とし、「調停又は仲裁」を「調停」とした案を示したものである。」

イ 前提事実及び上記アの認定事実に照らすと、通し番号3-16の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①に記載されている情報は、昭和28年当時、外務省アジア局第2課（当時）が検討した竹島問題の処理方針の具体的内容であって国際司法裁判所に提訴する案以外のものである。

(イ) 不開示部分②に記載されている情報は、昭和40年当時、外務省アジア局第2課（当時）が分析した結果であって竹島問題の解決策として日本政府が提案した国際司法裁判所提訴案に韓国政府が反対する具体的な理由である。

(ウ) 不開示部分③に記載されている情報は、昭和29年当時における竹島問題に対する米国の対応及び見解並びにこれに対する日本側の分析である。

(エ) 不開示部分④に記載されている情報は、昭和37年12月当時、竹島問題について、日本政府が韓国側に書面で提示した日韓両国の主張の折衷案の具体的な内容である。

(オ) 不開示部分⑤に記載されている情報は、牛場審議官のアジア局長に対する「竹島問題のタブーの一つは竹島の字句を条約面に出すこと、一つは国際司法裁判所である」旨の発言に関する後宮アジア局長の個人的見解である。

(カ) 不開示部分⑥に記載されている情報は、昭和40年当時、韓国朴正熙大統領（当時）がブラウンス在韓米国大使（当時）に述べた竹島問題に

ついで具体的な見解及び外務省内部における竹島問題についての率直な意見、内部的な対応状況である。

(キ) 不開示部分⑦に記載されている情報は、日韓条約の案文につき「『生ずる』を入れるよりも仲裁から調停まで降りる方を選んだ理由」に関する藤崎条約局長の個人的見解である。

ウ そうであるとすれば、通し番号3-16の文書の各不開示部分に記載されている上記情報が、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(7) 不開示部分①に記載されている情報は、昭和28年当時の竹島問題に関する日本の具体的解決案であって、日本政府部内で検討されたもので韓国側に示されていないものであるから、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、これを公にすれば、少なくとも、韓国政府が竹島問題に関する日本政府の現在の方針等を把握し又は推測する材料となり得ないといえないから、韓国との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(イ) 不開示部分②に記載されている情報は、竹島問題に関して日本政府部内で検討された結果であって韓国側に示されていないものであるが、その具体的内容は、昭和40年当時、竹島問題についての日本側の解決策である国際司法裁判所提訴案に韓国が応じない理由を推測したものに基づき、日本側の対処方針又は解決案等ではないから、前提事実（総論）のとおり、その後現在に至っても、竹島問題が日韓間で未解決であり、これに関する日韓両政府の主張が平行線となっていて、当時の状況からの顕著な進展がみられないことなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係が損なわれたり、ま

た、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。また、上記のような竹島問題に関する日韓両政府の対立構造からすると、当該情報が公にされたとしても、これをもって直ちに韓国側の抗議行動を招くとまでは認められない。

- (ウ) 不開示部分③に記録されている情報のうち、⑦昭和29年当時、日本政府関係者が米国政府関係者から聴取した米国の竹島問題に関する対応・見解に係る部分は、本件全証拠によっても、少なくとも上記見解等を聴取した会合等が秘密裡に行われたものであり、かつ、当該会合等での発言等の内容を一般に公開しないことを約束していたと認めるに足りる的確な証拠がないし、証拠(乙A52)によれば、既に日本政府関係者が米国政府関係者から聴取した李ライン問題等を含む当時の日韓関係に関する事項についての見解等が多数の行政文書の一部開示により公にされていると認められるから、開示請求の対象が米国政府関係者の発言であることのみをもって、これを公にすることによる米国との信頼関係が損なわれるおそれ又は米国との交渉上不利益を受けるおそれがあるとはいえないことに照らすと、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、米国との信頼関係が損なわれたり、米国との交渉上不利益を受けたりするおそれがあるとはいえない。

他方、④その余の⑦の情報に対する日本側の分析結果に係る部分は、日本政府部内で検討されたもので韓国側に示されていないものであるから、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、これを公にすれば、少なくとも、韓国政府が竹島問題に関する日本政府の現在の方針等を把握し又は推測

する材料となり得ないとまではいえないから、韓国との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(エ) 不開示部分④に記録されている情報は、昭和37年12月当時、日本政府から韓国側に提示された竹島問題に関する文書の内容そのものであるから、韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係が損なわれたり、また、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。

(オ) 不開示部分⑤に記録されている情報は、日本政府関係者の「竹島問題のタブーは一つは竹島の字句を条約面に出すこと、一つは国際司法裁判所である」との発言に関する後宮アジア局長の個人的見解であるところ、前提事実(総論)(5)ア(7)によれば、日韓両政府が紛争の解決に関する交換公文の案文を確定するに至るまでの具体的経緯等が他の行政文書の一部開示(乙A40参照)により既に公にされているから、当該個人的見解のおおよその趣旨を推測することは可能である上、既に日韓間で紛争の解決に関する交換公文が調印されたことに照らすと、被告の主張を精査しても、当該個人的見解がどのような観点から韓国との信頼関係を損ない又は韓国との交渉上の不利益を被るおそれがあるといえるかが明らかでないから、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係が損なわれたり、また、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするな

どのおそれがあるとはいえない。また、当該文書の作成後の時間的経過に鑑みれば、政府部内で示された個人的見解であることが情報公開法5条3号の「おそれ」を基礎付けるものではないことは、本文において説示したとおりである。

- (カ) 不開示部分⑥に記載されている情報のうち、⑦昭和40年当時、韓国朴正熙大統領（当時）がブラウنز在韓米国大使（当時）に述べた竹島問題についての具体的な見解に係る部分は、竹島問題に関する韓国側の見解であり、本件全証拠によっても、日本政府関係者がブラウنز在韓米国大使（当時）から上記情報を入手するに当たり、上記情報及びその入手先等を一般に公開しないことを約束したと認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、韓国又は米国との信頼関係を損なったり、また、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはまではいえない。

これに対し、⑧その余の外務省内部における竹島問題についての率直な意見、内部的な対応状況に係る部分は、竹島問題に関する日本側の見解等であり、日本政府部内で検討されたもので韓国側に示されていないものであること、これは、前記ア(エ)で認定した不開示部分の前後の文脈を考慮すると、竹島問題に関する韓国側の見解が「竹島問題のタブーは1つは竹島の字句を条約面に出すこと、1つは国際司法裁判所である」との指摘以上に日本側にとって深刻かつ厳しいものであることを踏まえて出された外務省内部の率直な意見やこれに対する内部的な対応状況であることから、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、これを公に

すれば、少なくとも、韓国政府が竹島問題に関する日本政府の現在の方針等を把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、韓国との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(キ) 不開示部分⑦に記載されている情報は、日韓条約の案文につき「『生ずる』を入れるよりも仲裁から調停まで降りる方を選んだ理由」に関する藤崎条約局長の個人的見解であり、証拠（乙A40[-243-]）によれば、この点に関して後宮アジア局長が「『生ずる』を書くと将来の紛争に限られ、竹島問題は除かれることがはっきりしてしまうので困る」と見解を示したことや韓国側が日本側の文言案を受け入れるに当たり「韓国代表団が帰国後本件了解には竹島が含まれていないとの趣旨を言明することがあっても日本側からは公式には直ちに反論を行わないでほしい。もつとも、日本で後日、国会で竹島を含む旨の答弁を差し控えることまではお願いするつもりはない」と発言したことが他の行政文書の一部開示（乙A40参照）により既に公にされていることが認められるから、当該個人的見解のおおよその趣旨を推測することは可能であること等に照らすと、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なったり、また、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。

エ 以上によれば、通し番号3-16の文書の不開示部分に記載されている情報のうち、不開示部分②、不開示部分③の⑦の部分、不開示部分④、不開示部分⑤、不開示部分⑥の⑦の部分及び不開示部分⑦に係るものについては、他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認め

るに足りる的確な証拠はないことを併せ考慮すると、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（同号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

他方、その余の部分（不開示部分①、不開示部分③の④の部分及び不開示部分⑥の④の部分）は、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる（以上に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

通し番号3-16の文書の不開示部分①、不開示部分③の④の部分、不開示部分⑥の④の部分に記録されている情報は、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、これらの情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということはず、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 結論

以上によれば、通し番号3-16の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号3-16の文書の不開示部分に記録されている情報であって次の(1)に掲げた部分は、違法であるといわざるを得ないが、次の(2)に掲げた部分は、適法である。

(1)ア 不開示部分②

イ 不開示部分③のうち、昭和29年当時、日本政府関係者が米国政府関係者から聴取した米国の竹島問題に関する対応・見解に係る部分（㉞の部分）

ウ 不開示部分④

エ 不開示部分⑤

オ 不開示部分⑥のうち、昭和40年当時、韓国朴正熙大統領（当時）がブラウنز在韓米国大使（当時）に述べた竹島問題についての具体的な見解に係る部分（㉞の部分）

エ 不開示部分⑦

(2)ア 不開示部分①

イ 不開示部分③のうち、上記(1)イに掲げた部分以外の部分（㉞の部分）

ウ 不開示部分⑥のうち、上記(1)オに掲げた部分以外の部分（㉞の部分）

(別紙5) 通し番号3-17

第1 前提事実(各論)

- 1 通し番号3-17の文書(文書1124)は、外務省が作成した「日韓国交正常化交渉の記録」と題する文書であり、「第I編 総説」、「第II編 交渉担当者の手記・談話」、「第III編 資料」の3編で構成され、特に第I編には、日韓国交正常化交渉の概要や同交渉における日本政府の対応等に関する内部の検討状況及び日韓関係における諸懸案事項の現状とその対策が記録されている。
- 2 通し番号3-17の文書のうち不開示部分は、136ページ(-136-)下から約2行分及び137ページ(-137-)上から約3行分であり、1947年(昭和22年)当時、我が国が連合国の占領下に置かれ施政権の制約を受けていた中、日本政府が竹島の領有権を確保するためにとった具体的な措置が記録されている。

(乙A55)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号3-17の文書の不開示部分に記録されている情報は、竹島問題に関する日本政府がとった具体的な対策についてであり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないように細心の注意を払う必要があるから、これを公にすることにより、韓国側の主張に対する日本政府の具体的対応方針が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

(2) 原告らの主張に対する反論

ア 通し番号 3-17 の文書の不開示部分に記録されている情報については、韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、当該問題の解決案等に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できないから、これを公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる（情報公開法 5 条 3 号）。

イ 被告は、原告が主張しているような態様で主張立証を行う義務を有しておらず、また、仮に、不開示部分について、これ以上の説明を加えようとするれば、それは、当該部分を開示するのと同等の効果を生ぜしめることにもつながりかねない。

2 原告らの主張の要旨

「交渉上の立場を不利にするおそれ」については、竹島問題が日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その交渉の継続性が肯定される場合でも、被告は、現在の竹島問題における交渉において何が問題の焦点になっているかを具体的に特定した上で、不開示部分が、具体的な問題の焦点に関連する不開示情報であり、今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していることを具体的に主張立証しなければならない。この点に関する被告の主張は具体性を欠いており、交渉上の立場を不利にするおそれを、到底認めることはできない。

第 3 当裁判所の判断

1 不開示理由 3 に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無について

ア 証拠（乙A55）によれば、通し番号3-17の文書の不開示部分（136ページ（-136-）下から約2行分及び137ページ（-137-）上から約3行分）の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

(7) 上記不開示部分は、「第I編 日韓国交正常化交渉の記録」の「I 平和条約発行前の日韓関係と日韓会談予備会談」，「2. 韓国政府成立後」，「(7) 領土問題」の項にあり，その余の項には，歴史的経緯や関連事項に関する統計・新聞報道等のほか，日韓両国の主張・見解等が具体的に記載されている。

(イ) 上記不開示部分は，「(7) 領土問題」の項の「(ロ) 竹島」と題する部分にあり，その前後の記載は下記のとおりである。

日本が連合国の占領下に置かれた後，総司令部の指令によって竹島に対する日本政府の行政権の行使が停止され，更にマッカーサーラインによって竹島周辺に日本船舶及び日本国民の近接することが禁止された。そのため日本政府としては，1946年7月26日付け県令第49号で島根県漁業取締規則中から竹島とそのアシカ漁業に関する項目削除の措置を執った。■■■不開示部分■■■

一方，韓国側では，韓国人漁夫がこの島に赴いて漁獵をしており，その年，7月23日の「東亜日報」には，境にいる日本人が竹島に関心を持っていることに関する記事について「版図に野欲の魔手一すてない日本人の侵略性」の見出しをつけて反駁し，申爽鎬国史官庁が「当然われらのもの」と語った記事を発表しており，同年8月4日に安在鴻民政長官の下で各界の権威者を招いて会合を開き，その後8月16日～25日に韓国山岳会主催の学術調査団が申爽鎬氏を団長として竹島に送られ，「独島はわが版図」として総司令部にその調書を送ると報じていた〔大韓公論社※「独島」（1965年11月15日）所載，申爽鎬「独島の来歴」，朴大鍊「独島は韓国の領土」による。〕。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によらずと、通し番号3-17の文書の不開示部分(136ページ(136)下から約2行分及び137ページ(137)上から約3行分)に記載されている情報は、1947年当時、我が国が連合国の占領下に置かれ施政権の制約を受けていた中、日本政府が竹島の領有権を確保するために執った具体的な措置であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号3-17の文書の不開示部分に記載されている上記情報は、1947年当時、竹島の領有権確保のために日本政府が執った具体的な措置であり、本件全証拠によっても当該措置の内容が公にされていると認めるに足りる的確な証拠がないことを併せ考慮すれば、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、これを公にすれば、韓国政府が竹島問題に関する日本政府の現在の方針等を把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、韓国との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ 以上によれば、通し番号3-17の文書の不開示部分に記載されている情報は、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号3-17の文書に記載されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということとはできず、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はそ

の濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号3-17の文書に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号3-17の文書に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号3-18

第1 前提事実(各論)

- 1 通し番号3-18の文書(文書1127)は、外務省が作成した「日韓国交正常化交渉の記録」と題する文書の総説11の部分であり、通し番号2-34の文書(文書1126)に続く文書で、日韓国交正常化交渉の概要や同交渉における日本政府の対応等に関する内部の検討状況及び日韓関係における諸懸案事項の現状とその対策が記録されている内部文書である。
- 2 通し番号3-18の文書のうち不開示理由3に係る不開示部分は、35ページ(-35-)及び36ページ(-36-)の部分であり、昭和39年12月21日付けで外務省北東アジア課が作成した「日韓首脳間の会談において明らかにすべき日本側の立場(試案)」と題する内部文書中にあり、我が国側による国際司法裁判所提訴案に対する韓国側の対案、韓国側が国際司法裁判所提訴に反対した理由及び具体的な解決策が記録されている。

(乙B56)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号3-18の文書の不開示部分に記録されている情報は、竹島問題に関する韓国側の具体的な対応に対する日本側の評価及び対策であり、日韓間で立場の異なる竹島問題等に関する交渉の様子や政府部内での検討の結果が推認される内容であるところ、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利にならないよう細心の注意を払う必要があるから、これを公にすることにより、日本政府の関心事項や韓国側の主張に対する日本政府の対応方針を含む政府内部での詳細な検討状況

等が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

(2) 原告らの主張に対する反論

ア 通し番号3-18の文書の不開示部分に記録されている情報については、韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、当該問題の解決案等に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できないから、これを公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる（情報公開法5条3号）。

イ 被告は、原告が主張しているような態様で主張立証を行う義務を有しておらず、また、仮に、不開示部分について、これ以上の説明を加えようとするれば、それは、当該部分を開示するのと同等の効果を生ぜしめることにもつながりかねない。

2 原告らの主張の要旨

「交渉上の立場を不利にするおそれ」については、竹島問題が日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その交渉の継続性が肯定される場合でも、被告は、現在の竹島問題における交渉において何が問題の焦点になっているかを具体的に特定した上で、不開示部分が、具体的な問題の焦点に関連する不開示情報であり、今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していることを具体的に主張立証しなければならない。この点に関する被告の主張は具体性を欠いており、交渉上の立場を不利にするおそれを、到底

認めることはできない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由3に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号3-18の文書の不開示部分(35ページ(35-1)及び36ページ(36-1)の部分)の前後の記載は、次のとおりである(乙B56)。

a 上記不開示部分は、昭和39年12月21日付けで外務省北東アジア課が作成した「日韓首脳間の会談において明らかにすべき日本側の立場(試案)」と題する内部文書中、「3 その他の問題」、「(5) 竹島問題」の項にあり、その余の項(「(1) 請求権問題の解決方式」、「(2) 船舶及び文化財問題」、「(3) 拿捕日本漁船の返還問題」、「(4) 在日韓国人の法的地位問題」)には、日本側の具体的な対処方針、韓国側の主張の具体的内容、日本側としての今後の具体的な見通し等が記録されている。

b 上記不開示部分の前後の記載は、下記のとおりである。

記

日本側としては、日韓国交正常化実現の際に竹島問題が未解決のまま残っているということでは国民感情の上からもとうてい認め得ないところなので、少なくとも本問題解決の明確な目途をつけておくべきであるとの立場から、本件を最終的にはICJに付託することを両国間で合意するとの提案を行っている次第である。

(注、韓国側は、本件は日韓会談の議題外であると主張■■■不開示部分■■■他方、韓国側は、国連にもICJにも加入していないこと、■■■不開示部分■■■韓国としてはICJには応じない

可能性多く、■■■不開示部分■■■

(イ) 本件各文書の一部開示部分

通し番号3-34の文書の一部開示部分の内容は、(別紙5)通し番号3-34で認定したとおりであるが、上記不開示部分に相当する部分は、下記のとおりである。

記

(注、韓国側は、本件は日韓会談の議題外であると主張しつつ、■■■

不開示部分■■■韓国側の竹島一方的点拠という事態が無期限に継続することになるおそれが大である。他方、韓国側は、国連にもICJにも加入していない■■■不開示部分■■■

イ 前提事実(各論)のほか、上記アの認定事実に照らすと、通し番号3-18の文書の不開示部分(35ページ(-35-)及び36ページ(-36-)の部分)に記録されている情報は、通し番号3-34の文書で開示されている上記ア(イ)で認定した「「韓国側の竹島一方的点拠という事態が無期限に継続することになるおそれが大である。」との文言のほか、昭和39年当時における①我が国側による国際司法裁判所提訴案に対する韓国側の対案、②韓国側が国際司法裁判所提訴に反対した理由及び③これに対する日本側の具体的な解決策であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号3-18の文書の不開示部分に記録されている上記情報のうち、通し番号3-34の文書で開示されている部分は、他の行政文書の一部開示により既に公にされているものであるし、また、上記①及び②の点は、韓国側が日本側に提示した竹島問題の解決策及び韓国側が国際司法裁判所提訴に反対した理由であり、本件全証拠によっても、当該解決策等が日韓両政府間で秘密裡に行われた会合等で示されたものであり、かつ、これを一般に公開しないことが約束されたことを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、韓国において韓国側が保有する日

韓会談に係る行政文書が公開されていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なうおそれがあるとはいえず、また、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

他方、上記③の点は、韓国側の対案等に対する日本側の対処方針と同様のものであり、日本政府部内で検討されたものであって韓国側に提示されていないものであるから、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、これを公にすれば、韓国政府が竹島問題に関する日本政府の現在の方針等を把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、韓国との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ 以上によれば、通し番号3-18の文書の不開示部分のうち、通し番号3-34の文書で開示されている部分並びに上記①及び②の点については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、通し番号3-34の文書で開示されている部分については、仮に当該部分が一般的又は典型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝

鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。)

他方、上記③の点については、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。)

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

通し番号3-18の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、韓国側の対案等に対する日本側の具体的な解決策に係る部分（上記(1)イ③の点）については、更に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、上記部分を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということとはできず、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号3-18の文書に記録されている情報のうち、韓国側の対案等に対する日本側の具体的な解決策に係る部分（上記(1)イ③の点）は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号3-18の文書の不開示部分に記録されている情報であって次の(1)に係る部分は、違法であるといわざるを得ないが、

次の(2)に係る部分は、適法である。

- (1) a 通し番号3-34の文書で開示されている「韓国側の竹島一方的点拠という事態が無期限に継続することになるおそれが大である。」との文言
 - b 韓国側の対案や韓国側が国際司法裁判所提訴に反対した理由に係る部分
(上記1(1)イ①及び②の点)
- (2) 上記(1)に掲げた部分以外の部分(韓国側の対案に対する日本側の具体的な解決策に係る部分。上記1(1)イ③の点)

第1 前提事実(各論)

- 1 通し番号3-19の文書(文書1248)は、「日韓関係の打開について」の題名の下に手書きで「三十、一、二十一、中川局長記」と記録されており、中川局長が作成した内部文書であり、日韓関係に関する諸懸案事項について、「日韓会談決裂の原因」、「いわゆる『請求権問題』」、「会談決裂後の経緯」、「竹島問題の処理」と各項目分けがされた上で、それぞれの問題点及び解決策が記録されている。
- 2 通し番号3-19の文書のうち不開示理由3に係る不開示部分は、「竹島問題の処理」について記録されている13ページ(-11-)の7行目から8行目までの約2行分、11行目から13行目まで及び14ページ(-11-に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分)であり、竹島問題についての我が国の主張を評価した率直なコメントや竹島問題の解決方法について具体的な意見、具体的には、竹島問題の経済的価値、解決案について日本側と韓国が互いに譲歩する余地及び更なる対案が記録されている。

(乙A57)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号3-19の文書の不開示部分に記録されている情報は、竹島問題についての日本側の主張を評価した率直なコメントや竹島問題の解決方法についての具体的な意見、見通しであり、あくまで外務省内部における一つの評価や内部的意見、見通しにすぎないものであるところ、竹島問題は我が国の国会審議においても恒常的に議論されているほか、韓国側でも在韓国日本国大使館に対し抗議行動が起きる等、日韓両政府及び国民がそれぞれの立場か

ら高い関心を寄せている状況にある現存する未解決の二国間問題であり、本問題の解決に向けては、政治的な重要性、歴史的経緯、国際法上の論点、両国国民の感情、更には国際社会の認識等も踏まえた上で、万が一にも我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があること、このような内部における評価や意見、見通しは、公開されることが予定されていないものであり、このような内部的な意見等まで公開されることになれば、今後、政府内部において、萎縮効果が生じ、忌憚のない意見交換ができなくなるおそれがあることからすると、これを公にすることは、韓国側の主張に対する日本政府の対応方針を含む政府内部での検討状況等が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

(2) 原告らの主張に対する反論

ア 原告らの主張(1)については、被告としては、当該不開示部分の情報が、韓国側に伝わっているかどうかは、不開示情報に関わるものであるため、上記主張の当否については論及することができない。仮に、当該情報が韓国側に伝わっていたとしても、通し番号3-19の文書が作成されたのは約半世紀前のことであり、現世代の政府関係者及び国民は、当該情報を把握していない蓋然性が高い状況の下、改めて当該情報が公にされれば、新たな情報が発表されたことと同じように受け止められ、他国との信頼関係を損ない、又は交渉上不利益を被るおそれは存在している。

イ 原告らの主張(2)については、韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、竹島の経済的価値、竹島問題の解決案及び譲歩の余地に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり、当該情報が今後の交渉において我が国に不

利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。

ウ 原告らの主張(3)については、竹島問題が引き続き未解決であり、両国間最大の懸案の一つである状況下において、当該部分の不開示情報該当性は、時間の経過によってなんら減少していない。

エ 原告らの主張(4)については、特に竹島問題のように現在も日韓両国がその帰趨を注視している問題について、公開することが予定されていない情報が公にされれば、他国との信頼関係を損なうおそれは常時存在しており、信頼関係が損なわれれば、当該他国との間で忌憚のない意見交換は期待できなくなる。

2 原告らの主張の要旨

- (1) 竹島問題についての日本の主張は、これまでも韓国側に伝えられてきたものであって、日本政府が公にしているものであるし、日本側が自身の主張を評価することはいわば当然のことと考えられ、そのための率直な意見、見通しの公開により、「政府内部での検討状況が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある」とはいえない。
- (2) 竹島問題の解決方法についての具体的な意見についても、日本政府はこれまで国際司法裁判所への提訴の立場を明らかにしてきたのであって、これが公開されたからといって、「政府内部での検討状況が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある」とはいえない。
- (3) 通し番号3-19の文書は、既に54年前の文書であって、当時の外務省職員の率直な意見、見通しが、「現在又は将来の」交渉にどのように不利益になるかについては、被告は一切主張していない。
- (4) 「公開することが予定されていない」ことは、それ自体が情報公開法5条の不開示情報となるものではなく、「忌憚のない意見交換ができなくなるおそれ」の主張については、同条3号(交渉上の不利益)との関連性を全く欠

いており、主張自体失当である。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由3に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無について

ア 証拠（乙A57）によれば、通し番号3-19の文書の不開示部分（13ページ（-11-）の7行目から8行目までの約2行分、11行目から13行目まで及び14ページ（-11-に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分））の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

五、竹島問題の処理

日韓会談が再開されれば、請求権問題、漁業問題の二は解決の曙光が見出されるわけであるが、日韓間に横わるもう1つの問題たる竹島帰属の件は従来日韓会談の対象となっているのみならず、韓国側としてはその韓国領たることを国民に誇示している関係上今後もこれを日韓間の論議の対象とすることは拒否すると思われる。■■■不開示部分■■■日本国民としても領土の帰属については心理的に極めて敏感であり、かつ明治38年には閣議決定に基づいて島根県告示により同島を正式に日本領土に編入しており■■■不開示部分■■■

イ 前提事実及び上記アの認定事実を照らすと、通し番号3-19の文書の不開示部分に記載されている情報は、昭和30年当時における竹島問題の経済的価値、解決案について日本側と韓国が互いに譲歩する余地及び更なる対案であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号3-19の文書の上記不開示部分に記載されている情報は、竹島問題に関する日本側の分析結果又は対処方針等であり、日本政府部内で検討されたものであって韓国側に提示されていないものであるから、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等

の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、韓国政府が竹島問題に関する日本政府の現在の方針等を把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、韓国との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ 以上によれば、通し番号3-19の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号3-19の文書に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということとはできず、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号3-19の文書に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号3-19の文書に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号3-20

第1 前提事実(各論)

- 1 通し番号3-20の文書(文書1287)は、「日韓会談議題の問題点」の題名の下に手書きで「31年5月 沢田大使説明資料」と記録されているとおり、外務省の内部文書であり、「目次」に記録されている「基本関係樹立問題」「財産請求権問題」「漁業問題」「在日朝鮮人の国籍処遇問題」「船舶問題(久保田発言について、竹島問題、韓国代表部の地位)」に関する各問題点等について具体的な内容が記録されている。
- 2 通し番号3-20の文書のうち不開示理由3に係る不開示部分は、69ページ(-65-)の次の部分であり、竹島問題に対する日韓双方の対応及び竹島の現状についての評価、具体的には、谷・金会談において竹島問題が日韓会談で取り上げられないこととなった理由及び竹島の経済的価値についての評価が記録されている。
 - ① 3行目及び4行目の約1行分(以下「不開示部分①」という。)
 - ② 6行目から8行目までの3行分(以下「不開示部分②」という。)

(乙A58)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号3-20の文書の不開示部分に記録されている情報は、竹島問題に対する日韓双方の対応及び竹島の現状についての評価であり、あくまで外務省内部の見解にすぎないものであり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があるから、これを公にすることは、韓国側の主張に対する